

第四百十七回国
参議院議院運営委員会會議録第十二号

平成十二年三月三十一日(金曜日)

午前九時四十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

西田 吉宏君

阿部 正俊君

上野 公成君

常田 享詳君

今泉 昭君

興石 東君

山下 栄一君

吉川 春子君

大淵 絹子君

月原 茂皓君

委員

加藤 紀文君

中川 義雄君

仲道 俊哉君

森下 博之君

森田 次夫君

森山 裕君

山下 善彦君

笹野 貞子君

内藤 正光君

藤井 俊男君

円 より子君

議長
副議長
議長
副議長

斎藤 十朗君

菅野 久光君

内閣官房副長官

内閣官房副長官

政務次官

自治政務次官

事務局長

事務次長

議事部長

委員部長

記録部長

警務部長

庶務部長

管理部長

国立国会図書館側

館長

総務部長

松谷倉一郎君

橋 康太郎君

堀川 久士君

貝田 泰雄君

石堂 武昭君

川村 良典君

山口 俊史君

阿部 隆洋君

和田 征君

姫井 紀雄君

戸張 正雄君

宇治郷 毅君

本日の会議に付した案件

○人事官の任命同意に関する件

○国地方係争処理委員会委員の任命同意に関する件

○国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件

○国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正に関する件

○国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件

○国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(西田吉宏君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、人事官及び国地方係争処理委員会委員の任命同意に関する件を議題といたします。

内閣官房副長官及び政務次官の説明を求めます。まず最初に、内閣官房副長官松谷倉一郎君。

○内閣官房副長官(松谷倉一郎君) 人事官中島忠能君は四月一日任期満了となりますが、同君を再任したいので、国家公務員法第五条第一項の規定により、両議院の同意を求めため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

○委員長(西田吉宏君) 次に、自治政務次官橋康太郎君。

○政務次官(橋康太郎君) 新設の国地方係争処理委員会委員に上谷清、大城光代、五代利矢子、塩野宏及び藤田由靖の五君を任命したいので、地方自治法第二百五十條の九第一項の規定により、両議院の同意を求めため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

○委員長(西田吉宏君) ただいま説明の人事案件について、これより採決を行います。

まず、人事官の任命について同意を与えることに賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(西田吉宏君) 多数と認めます。よって、本件は同意を与えることに決定をいたしました。

次に、国地方係争処理委員会委員のうち上谷清君の任命について同意を与えることに賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(西田吉宏君) 多数と認めます。よって、本件は同意を与えることに決定をいたしました。

次に、国地方係争処理委員会委員のうち大城光代君及び塩野宏君の任命について同意を与えることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西田吉宏君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(西田吉宏君) 多数と認めます。よって、本件は同意を与えることに決定をいたしました。

次に、国地方係争処理委員会委員のうち五代利矢子君及び藤田由靖君の任命について同意を与えることに賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(西田吉宏君) 多数と認めます。よって、本件は同意を与えることに決定をいたしました。

○委員長(西田吉宏君) 次に、国立国会図書館法の一部を改正する法律案を議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

○事務局長(堀川久士君) 便宜私から御説明申し上げます。

本案は、国立国会図書館が納本による図書館資料の収集をより適正に行うため、CD-ROMなどのパッケージ系電子出版物を納入の対象とするのと同時に、国、地方公共団体等が発行する出版物の納入部数を見直そうとするものでございます。

なお、この法律は、平成十二年十月一日から施行することといたしております。

○委員長(西田吉宏君) これより採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(西田吉宏君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決

すべきものと決定をいたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西田吉宏君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(西田吉宏君) 次に、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件及び参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、以上両件を一括して議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(堀川久士君) 御説明申し上げます。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件は、国家基本政策委員会及び憲法調査会の新設等に伴い、事務局職員の定員を五人増員し、千二百八十一人に改めようとするものであります。

次に、参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件は、憲法調査会の新設に伴い、法制局職員の定員を一人増員し、七十五人に改めようとするものであります。

以上でございます。

○委員長(西田吉宏君) 両件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり改正することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西田吉宏君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(西田吉宏君) 次に、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正に関する件、国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件及び国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件、以上三件を一括して議題といたします。

図書館長の説明を求めます。

○国立国会図書館長(白強正雄君) 順次御説明申し上げます。

第一に、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正に関する件であります。

が、これは、ただいま御決定いただきました国立国会図書館法の一部改正のうち、国等が発行する出版物の納入部数の見直しに係る規定の整備に伴い、納入部数の細部を定めるなど所要の規定の整備を行うものであります。

第二に、国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件であります。これには、施行日を異にする二件がございます。一件は、全国書誌の作成等の事務に関する規定を整備するものでありまして、平成十二年四月一日から施行しようとするものであります。他の一件は、パッケージ系電子出版物の納入に関する事務を規定するものでありまして、平成十二年十月一日から施行しようとするものであります。

第三に、国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件であります。これは、国際子ども図書館の開館等に伴い、平成十二年四月一日から国立国会図書館の定員を四人ふやし、パッケージ系電子出版物の納入に伴い、同年十月一日からさらに一人ふやし、八百六十五人しようとするものであります。

以上でございます。

○委員長(西田吉宏君) ただいま説明の三件につきましては、図書館長説明のとおり改正することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西田吉宏君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(西田吉宏君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(堀川久士君) 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、国家公務員等の任命に関する件でございます。人事官外一件計六名の任命に関する同意についてお諮りいたします。採決は、お手元の資料のとおり四回に分けて行いま

す。

次に、日程第一ないし第三及び本日委員会議決の平成十二年度国民年金額等改定特例法案を日程に追加して一括して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、国民福祉委員長が報告されます。採決は、四案を一括して行います。

次に、日程第四について、外交・防衛委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第五について、交通・情報通信委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第六について、経済・産業委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第七について、農林水産委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第八及び第九を一括して議題とした後、地方行政・警察委員長が報告されます。採決は、両案を一括して行います。

次に、日程第一〇について、国土・環境委員長が報告された後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会を議決いたしました国立国会図書館法改正案の緊急上程でございます。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告された後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会において御決定のありました参議院事務局職員及び参議院法制局職員定員規程改正案二件について、議席に配付いたしました規程案のとおりとすることを異議の有無をもってお諮りいたします。

なお、本日の国家公務員等の任命に関する件及び法律案の採決は、いずれも押しボタン式投票をもつて行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約四十分の見込みでございます。

○委員長(西田吉宏君) ただいまの事務総長説明のとおり、本日の本会議の議事を進めることに御

異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西田吉宏君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩をいたします。

午前九時五十三分休憩

(休憩後開会に至らなかった)

〔参照〕

人事官及び国地方係争処理委員会の任命同意に関する件

人事官

国地方係争処理委員会委員

中島 忠能君

上谷 清君

大城 光代君

五代利矢子君

塩野 宏君

藤田 宙靖君

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

第三 施行期日等

- 一 この法律は、平成十二年十月一日から施行すること。(附則第一項関係)
- 二 映画フィルムについては、当分の間、その納入を免れることができること。(附則第二項関係)
- 三 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例によること。

(附則第三項関係)

国立国会図書館法の一部を改正する法律案
国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の
一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「左の各号」を「次の各号のいずれかに」、「機密扱い」を「機密扱い」に、「のため並びに」を「又は」に、「国際的交換の用又は」を「交換」に改め、「その発行部数が五百部以上のときは」を「その発行部数が五百部未満のときは」を「を」を削り、「三十部未満の部数」を「三十部以下の部数」に改め、ただし書を削り、同項第六号から第八号までを次のように改める。

六 映画フィルム
七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画

八 蓄音機用レコード

第二十四条第一項に次の一号を加える。

九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物

参考資料

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(新旧対照表)
国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)

改 正 案

第十章 国、地方公共団体等の発行する出版物の納入

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機

現 行

第十章 国、地方公共団体等の発行する出版物の納入

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機

第二十四条の二第二項中「前条の規定に準じ、その出版物を同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数」に改め、同条第二項中「十部以下」を「五部以下の部数」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改める。

附 則

1 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同条から第二十五条までの規定にかかわらず、その納入を免れることができる。

3 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。

4 国立国会図書館法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。
附則中第二項を削り、第三項を第二項とする。

理 由

国立国会図書館が納本による図書館資料の収集をより一層適正に行うため、パッケージ系電子出版物を納入対象に加えるとともに、国、地方公共団体等が発行する出版物の納入部数を見直す必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関のため、次の各号のいずれかに該当する出版物(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ)が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 図書

二 小冊子

三 逐次刊行物

四 楽譜

五 地図

六 映画フィルム

七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画

八 蓄音機用レコード

九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物

2 (略)

第二十四条の二 都道府県若しくはこれに準ずるものの諸機関により又はこれらの諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

2 市(特別区を含む。以下同じ。)町村若しくはこれに準ずるものの諸機関により又はこれらの諸機関のため、前条第一項に規定

関のため、左の各号に該当する出版物(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ)が発行されたときは、当該機関は、公用のため並びに外国政府出版物との国際的交換の用又はその他の国際的交換の用に供するために、その発行部数が五百部以上のときはその三十部、その発行部数が五百部未満のときは館長の定めるところにより三十部未満の部数を、直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。但し、館長は、発行部数が五百部以上の場合において、特に必要があると認めるときは、三十部を超え五十部を超えない部数の納入を求めることができ、又特別の事由があると認めるときは、三十部未満の部数を納入させることもできる。

一 図書

二 小冊子

三 逐次刊行物

四 楽譜

五 地図

六 映画技術によつて制作した著作物

七 録音盤その他音を機械的に複製する用に供する機器に写調した著作物

八 前各号に掲げるものの外、印刷術その他の機械的又は化学的方法によつて、文書又は図画として複製した著作物

2 (略)

第二十四条の二 都道府県若しくはこれに準ずるものの諸機関により又はこれらの諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、前条の規定に準じ、その出版物を直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

2 市(特別区を含む。以下同じ。)町村若しくはこれに準ずるものの諸機関により又はこれらの諸機関のため、前条第一項に規定

する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、市又はこれに準ずるものの場合にあつては五部以下の部数を、町村又はこれに準ずるものの場合にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

3 前条第二項の規定は、前二項の場合に準用する。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程(案)

参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)の一部を次のように改正する。

第一条中「二百七十六人」を「二百八十一人」に改める。

附則

この規程は、平成十二年四月一日から施行する。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程(案)	
改 正 案	現 行
第一条 参議院事務局職員(事務総長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。)の定員は、二百八十一人とする。	第一条 参議院事務局職員(事務総長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。)の定員は、二百七十六人とする。

参議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程(案)

参議院法制局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)の一部を次のように改正する。

本則中「七十四人」を「七十五人」に改める。

附則

この規程は、平成十二年四月一日から施行する。

参議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程(案)	
改 正 案	現 行
参議院法制局職員(法制局長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。)の定員は、七十五人とする。	参議院法制局職員(法制局長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。)の定員は、七十四人とする。

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部を改正する規程案要綱

第一 出版物の納入部数に関する事項

一 国立国会図書館法第二十四条第一項の規定により国の諸機関が納入すべき出版物の部数を、館長の定める区分に応じ館長の定める部数とする。(第一條關係)

二 国立国会図書館法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により都道府県、市町村又はこれに準ずるものの諸機関が納入する出版物の部数の原則を定めること。(第二條及び第三條關係)

三 第一号及び第二号の納入部数は、発行部数の一割を超えないこと。(第四條關係)

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日等

一 この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)の施行の日から施行すること。(附則第一項關係)

二 この規程の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例によること。(附則第二項關係)

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程(昭和二十四年国立国会図書館規程第三号)の一部を次のように改正する。

第四条に見出しとして「(納入の免除)」を付し、同条中「但し」を「ただし」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(委任)

第七条 この規程に定めるもののほか、出版物の納入に必要事項は、館長が定める。

第三条に見出しとして「(代償金額の決定手続)」を付し、同条を第五条とする。

第二条に見出しとして「(市町村等の諸機関の納入部数)」を付し、同条中「市町村」を「市(特別区を含む。以下同じ。町村)」に、「諸機関」を「諸機関が」に、「各号による」を「各号の区分に応じ、当該各号に掲げる部数とする」に改め、同条第一号中「第二百五十二条の十九第一項」を「第二百五十二条の十九第一項に規定する」に、「の場合にあつては、発行部数が五百部以上のときはその十部とし、発行部数が五百部未満のときはその三部とする」を「又はこれに準ずるものの諸機関(五部)」に改め、同条第二号中「市以外の市(特別区を含む。及び町村の場合にあつては、発行部数が五百部以上のときはその三部とし、発行部数が五百部未満のときはその一部とする)」を「指定都市以外の市又はこれに準ずるものの諸機関(三部)」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 町村又はこれに準ずるものの諸機関(二部)

第二条を第三号とし、同条の次に次の一条を加える。

(納入部数の上限)

第四条 前三条に規定する納入部数が当該出版物の発行部数の一割を超える場合の当該納入部数は、当該発行部数の一割とする。

第一条に見出しとして「(国の諸機関の納入部数)」を付し、同条中「国立国会図書館法」の下に「昭和二十三年法律第五号」を加え、「又は第二十四条の二第一項を削り、」を「出版物の発行部数が五百部未満のときは納入すべきを」の諸機関が納入すべき出版物の「に、」その一割を「館長の定める区分に応じ、五部以上三十部以下の範囲内で館長の定める部数」に改め、ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。

(都道府県等の諸機関の納入部数)

第二条 法第二十四条の二第一項の規定により都道府県又はこれに準ずるものの諸機関が納入する出版物の部数は、特別の事由のない限り、五部とする。

附則

1 この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 この規程の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。

参考資料

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正(新旧対照表)
国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程(昭和二十四年国立国会図書館規程第三号)

改正案

(国の諸機関の納入部数)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十四条第一項の規定により国の諸機関が納入すべき出版物の部数は、特別の事由のない限り、館長の定める区分に応じ、五部以上三十部以下の範囲内で館長の定める部数とする。
(都道府県等の諸機関の納入部数)

第二条 法第二十四条の二第一項の規定により都道府県又はこれに準ずるものの諸機関が納入する出版物の部数は、特別の事由のない限り、五部とする。

(市町村等の諸機関の納入部数)

第三条 法第二十四条の二第二項の規定により市(特別区を含む。以下同じ。)町村又はこれに準ずるものの諸機関が納入する出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる部数とする。

- 一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市又はこれに準ずるものの諸機関 五部
- 二 前号に掲げる指定都市以外の市又はこれに準ずるものの諸機関 三部
- 三 町村又はこれに準ずるものの諸機関 二部

(納入部数の上限)

第四条 前三条に規定する納入部数が当該出版物の発行部数の一割を超える場合の当該納入部数は、当該発行部数の一割とする。

現行

第一条 国立国会図書館法(以下「法」という。)第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項の規定により、出版物の発行部数が五百部未満のとき納入すべき部数は、特別の事由のない限り、その一割とする。但し三十部を超えることはない。

第二条 法第二十四条の二第二項の規定により、市町村又はこれに準ずるものの諸機関の納入する出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号による。

- 一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の場合にあつては、発行部数が五百部以上のときはその十部とし、発行部数が五百部未満のときはその三部とする。
- 二 前号に掲げる市以外の市(特別区を含む。)及び町村の場合にあつては、発行部数が五百部以上のときはその三部とし、発行部数が五百部未満のときはその一部とする。
- 三 市町村に準ずるものの場合にあつては、前号の規定による。

(代償金額の決定手続)

第五条 法第二十五条第三項に規定する代償金につき、館長は、納本制度審議会に諮問し、その額を決定する。

(納入の免除)

第六条 法第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、その納入を免する。ただし、特別の事由のあるときは、この限りでない。

(委任)

第七条 この規程に定めるもののほか、出版物の納入に関し必要な事項は、館長が定める。

第三条 法第二十五条第三項に規定する代償金につき、館長は、納本制度審議会に諮問し、その額を決定する。

第四条 法第二十四条第一項第八号に該当する出版物については、当分の間、その納入を免する。但し、特別の事由のあるときは、この限りでない。

第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十三号中「全国書誌」を「館法第七條に規定する国内の出版物の目録又は索引(以下「全国書誌」という。))に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十四号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。
第五号中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案
第一 全国書誌の作成及び出版の総括及び調整に関する事項
全国書誌の作成及び出版の総括及び調整に関する事務を所掌する部を変更すること。(第四号及び第五号第四号関係)
第二 施行期日
この規程は、平成十二年四月一日から施行すること。(附則関係)

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案
国立国会図書館組織規程(昭和六十一年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。
第四条中第四号を削り、第五号を第四号とし、

参考資料

国立国会図書館組織規程の一部改正(新旧対照表)
国立国会図書館組織規程(昭和六十一年国立国会図書館規程第一号)

改正案

(収集部の事務)
第四条 収集部においては、次の事務をつかさ

現行

(収集部の事務)
第四条 収集部においては、次の事務をつかさ

さる。

一三 (略)

四十一 (略)

十二 逐次刊行物に係る館法第七条に規定する国内の出版物の目録又は索引(以下「全国書誌」という。)の作成及び出版に関すること。

十三 第十一号の資料の所蔵目録の作成及び出版並びに閲覧用目録の作成、維持及び管理に関すること。

(図書部の事務)

第五条 図書部においては、次の事務をつかさどる。

一三 (略)

四 全国書誌の作成及び出版の総括及び調整に関すること。

五十八 (略)

さる。

一三 (略)

四 館法第七条に規定する国内の出版物の目録又は索引(以下「全国書誌」という。)の作成及び出版の総括及び調整に関すること。

十三 逐次刊行物に係る全国書誌の作成及び出版に関すること。

十四 第十二号の資料の所蔵目録の作成及び出版並びに閲覧用目録の作成、維持及び管理に関すること。

(図書部の事務)

第五条 図書部においては、次の事務をつかさどる。

一三 (略)

四十七 (略)

第一 国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案要綱

一 電磁的資料の整理に関する事項

第一項第九号に該当する出版物をいう。)の整理に関する事務を規定すること。(第五条第二号及び第七号第三号関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)の施行の日から施行すること。(附則関係)

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館組織規程(昭和六十一年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。

参考資料

国立国会図書館組織規程の一部改正(新旧対照表)

国立国会図書館組織規程(昭和六十一年国立国会図書館規程第一号)

改正案

現行

(図書部の事務)
第五条 図書部においては、次の事務をつかさどる。

(図書部の事務)
第五条 図書部においては、次の事務をつかさどる。

一 (略)

一 (略)

二 電磁的資料(館法第二十四条第一項第九号に該当する出版物をいう。)の整理(専門資料部及び図書館協力部において行うものを除く。)に関すること。

二 図書館資料(逐次刊行物、音楽資料及び地図を除く。)に係る全国書誌の作成及び出版に関すること。

三 図書館資料(逐次刊行物、音楽資料、映像資料及び地図を除く。)に係る全国書誌の作成及び出版に関すること。

三 第一号の資料の閲覧用目録の作成、維持及び管理に関すること。

四 第一号の資料及び第二号の資料(図書部において整理するものに限る。)の閲覧用目録の作成、維持及び管理に関すること。

四十八 (略)

五十九 (略)

(専門資料部の事務)
第七号 専門資料部においては、次の事務をつかさどる。

一・二 (略)

一・二 (略)

三 憲政資料、音楽資料、映像資料、地図その他特に定める図書館資料の整理に関すること。

三 憲政資料、音楽資料、地図その他特に定める図書館資料の整理に関すること。

四 音楽資料、映像資料及び地図に係る全国書誌の作成及び出版に関すること。

四 音楽資料及び地図に係る全国書誌の作成及び出版に関すること。

五・六 (略)

五・六 (略)

第一 国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案要綱

定員に関する事項

第二 附則

施行期日

この規程は、平成十二年四月一日から施行すること。

二 定員の特例

この規程による改正後の本則の規定にかかわらず、定員は、平成十二年九月三十日まで

の間、八百六十四人とする。

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案
国立国会図書館職員定員規程(昭和三十三年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。
本則中「八百六十人」を「八百六十五人」に改める。

参考資料

国立国会図書館職員定員規程の一部改正(新旧対照表)
国立国会図書館職員定員規程(昭和三十三年国立国会図書館規程第一号)

改正案	現行
国立国会図書館職員定員規程を次のように定める。 国立国会図書館職員(館長、副館長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く)の定員は、八百六十五人とする。	国立国会図書館職員定員規程を次のように定める。 国立国会図書館職員(館長、副館長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く)の定員は、八百六十人とする。

- 附則
- この規程は、平成十二年四月一日から施行する。
 - この規程による改正後の国立国会図書館職員定員規程の本則の規定にかかわらず、定員は、平成十二年九月三十日までの間は、八百六十四人とする。

三月三十一日(金)の議事予定

国家公務員等の任命に関する件(同意)

人事官

国立地方係争処理委員会委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第四 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 港湾運送事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 弁理士法案(内閣提出)

日程第七 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案(内閣提出)

日程第九 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案(内閣提出)

日程第一〇 港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第二 栄養士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第三 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(緊急上程予定)

平成十二年度における国民年金法による年金の

- (緊急上程予定)
- 国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件
- 参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件

三月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆)

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「左の各号を」次の各号のいづれかに、「機密扱を」機密扱いに、「のため並びにを」又は、「国際的交換の用又はを」交換に改め、「その発行部数が五百部以上のときは」を削り、「三十部未満の部数」とを、「三十部以下の部数」とに改め、ただし書を削り、同項第六号から第八号までを次のように改める。

六 映画フィルム

七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画

八 蓄音機用レコード

第二十四条第一項に次の一号を加える。

九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物

第二十四条の二第一項中「前条の規定に準じ、その出版物を」同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数に改め、同条第二項中「十部以下」を「五部以下の部数

を」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改める。

附則

- この法律は、平成十二年十月一日から施行する。
- この法律による改正後の国立国会図書館法第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同条から第二十五条までの規定にかかわらず、その納入を免れることができる。
- この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。
- 国立国会図書館法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とする。

三月三十日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆)

平成十二年四月四日印刷

平成十二年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局